

絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方

平成23年3月
環境省

作成の背景

- 不適切な野生復帰による同種個体群や対象地域の生態系へ与える悪影響の懸念
- 野生復帰実施の際に必要な検討事項や実施条件などの共通認識の欠如

目的

野生復帰の位置づけ及び実施する際に必要とされる検討事項とその進め方について、全分類群に共通する横断的な考え方を示すことにより、各実施主体の適切な野生復帰の推進する

<内容>

野生復帰の位置づけ

「野生復帰」とは、生息域外におかれた個体を自然の生息地（過去の生息地を含む）に戻し、定着させることで、種の絶滅を回避するための手法のひとつ。

野生復帰の範囲

IUCN 作成の再導入ガイドラインで定義された各種の再導入手法のうち、生息域外個体群を活用した「再導入」及び「補強」によって、生息域内で存続可能な自立個体群を定着させること。

野生復帰により期待される効果と懸念される悪影響

《期待される効果》

- ・生息域内個体群の回復、個体数の増加、生物間相互作用の回復
- ・地域文化の再生や地域社会の活性化といった社会的効果 等

《懸念される悪影響》

- ・生態系や生息域内個体群の攪乱
- ・病原体及び寄生生物の伝播、外来生物の非意図的導入 等

野生復帰の検討の進め方

必要性と実現可能性の両面から、各主体や関係者による十分な事前検討を行う。

①野生復帰の必要性の評価

科学的な視点に立って、対象種の[1]現状把握→[2]将来予測・影響把握→[3]必要性の評価、という手順に従って実施する。

②野生復帰の実施可能性の評価

[1]適切な野生復帰候補地の確保、[2]野生復帰に適した生息域外個体群の確保、[3]野生復帰技術の集積、[4]実施体制の整備、の条件を満たすかどうかを検討し評価する。

野生復帰実施計画の作成

野生復帰を実施する前に、前項①及び②における検討結果を基に「野生復帰実施計画」を作成する。

野生復帰実施における配慮事項

- 社会経済の活性化、地域の個性や誇りの確立等につながるよう実施する
- 野生復帰の開始から個体群の自立的な定着まで、生息域内保全の取組と綿密な連携の上で実施する。